

地域経済政策専攻 学位論文〔博士論文〕評価・審査の考え方

審査体制

大学院教授会は、博士論文審査の対象者ごとに、当該対象者の指導教員を主査とし、本大学院における関連専門領域の教員(教授)2名以上を副査として審査委員を定める。
大学院教授会は、必要があると認める場合、本学の大学院担当以外の教員または他の大学院、研究所等に所属する教員等を副査として審査委員に加えることができる。
審査委員は、博士論文の審査を実施し、その結果を大学院教授会で報告する。

注) 本大学院博士課程を修了しない者が提出する博士論文の審査体制は、上記に準ずるものとする。

審査方法

博士論文の提出資格の認定を受け、所定の期日に必要書類等とともに博士論文が提出された場合、大学院教授会は審査委員を定めて博士論文の審査を委任する。

審査委員は、博士論文の審査において、下記の審査項目全般について下記の評価基準に基づき達成度を評価し、その結果を審査報告書にまとめて大学院教授会で報告する。

注) 本大学院博士課程を修了しない者が提出し、本大学院が受理した博士論文の審査方法は、上記に準ずるものとする。

審査項目

審査にあたっては以下の事項に着目する。

- 主題が適切であるか
- 研究者等の行動規範が遵守されているか
- 目的及び成果が明確であるか
- 独創性が認められるか
- 研究・分析方法の選択が妥当であるか
- 著作物の参照・引用が適切であるか
- 論文構成・文書表現が適切であるか

評価基準

ディプロマポリシーに基づき、上記審査項目に掲げる事項に着目して総合的判断により可否を評価する。